

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本応募契約

公開買付者は、2022年2月4日に、藤村氏との間で、本応募株式（所有株式数：203,100株、所有割合：3.23%）について、対象者が本公開買付けに賛同しない旨の取締役会決議を行った場合又は対象者により本公開買付けに賛同する旨の意見が撤回された場合を除き、本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約において、かかる応募の前提条件は規定されておりません。なお、藤村氏は、その裁量により、対象者が本公開買付けに賛同しない旨の取締役会決議を行った場合又は対象者により本公開買付けに賛同する旨の意見が撤回された場合にも、本公開買付けに応募することは制限されません。

② 本不応募契約

公開買付者は、2022年2月4日に、互応産業との間で、本不応募株式（所有株式数：1,210,000株、所有割合：19.23%）について、互応産業は、本公開買付けに応募しないこと、第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分を行わないこと、及び対象者株式を取得しないことを合意しております。本不応募契約において、かかる互応産業の義務の履行の前提条件及び解除事由は規定されておりません。

③ 本株式譲渡契約

公開買付者及び藤村氏は、2022年2月4日付で本株式譲渡契約を締結し、藤村氏は、本株式譲渡契約に基づき、本公開買付けに係る決済の開始日付で、その所有する互応産業株式のすべてを公開買付者に売り渡し、公開買付者は、それを買い受ける旨を合意しております。

本株式譲渡契約に基づく藤村氏による公開買付者に対する互応産業株式の譲渡を実行する義務の履行は、(i) 本株式譲渡契約上の公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること（注1）、(ii) 公開買付者が本株式譲渡契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること（注2）、並びに(iii) 本公開買付けが成立したことが前提条件とされております。

(注1) 公開買付者は、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡契約の締結日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、(a) 公開買付者の適法かつ有効な設立、存続及び権限、(b) 公開買付者の本株式譲渡契約の締結及び履行の権限及び権能、(c) 本株式譲渡契約の強制執行可能性、(d) 公開買付者による本株式譲渡契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(e) 公開買付者による本株式譲渡契約の締結又は履行に必要となる許認可等の法令等に基づく取得、(f) 公開買付者が反社会的勢力でないこと、並びに(g) 公開買付者に係る法的倒産手続の不存在を表明及び保証しております。

(注 2) 公開買付者は、本株式譲渡契約に基づき、(a)互応産業株式を譲り受ける義務のほか、(b)本株式譲渡契約上の公開買付者の義務又は上記の（注 1）に記載した公開買付者の表明及び保証の違反に起因又は関連し藤村氏が被った損害等を補償する義務、並びに(c)秘密保持義務その他の本株式譲渡契約上の一般条項に基づく義務を負っております。

また、本株式譲渡契約に基づく公開買付者による藤村氏に対する互応産業株式の譲受を実行する義務の履行は、(i)本株式譲渡契約上の藤村氏の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること（注 3）、(ii)藤村氏が本株式譲渡契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること（注 4）、(iii)本公開買付けが成立したこと、(iv)藤村氏と互応産業の間で互応産業の資産の譲渡に係る契約が締結され、有効に存続しております、その解除、取消、無効等を基礎付ける事情が存在しないこと、並びに(v)互応産業の株主総会が互応産業株式の譲渡を承認したことが前提条件とされております。

(注 3) 藤村氏は、本株式譲渡契約に基づき、(a)藤村氏の権利能力、意思能力及び行為能力、(b)本株式譲渡契約の強制執行可能性、(c)藤村氏による本株式譲渡契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(d)藤村氏による本株式譲渡契約の締結又は履行に必要となる許認可等の法令等に基づく取得、(e)藤村氏の互応産業株式に対する権利、(f)藤村氏が反社会的勢力でないこと、(g)藤村氏に対する法的倒産手続の不存在、(h)互応産業の適法かつ有効な設立、存続及び権限、(i)互応産業株式に係る権利の帰属及び担保権等の負担の不存在、(j)互応産業が所有する資産が本不応募株式、現預金及び貸付金以外に存在しないこと、(k)互応産業の負債が借入金以外に存在しないこと、(l)互応産業が反社会的勢力でないこと、(m)互応産業に訴訟等が係属していないこと、(n)互応産業に係る法的倒産手続の不存在、(o)互応産業の子会社・関連会社の不存在、(p)互応産業の税務申告及び支払いの適正性、並びに(q)開示情報の正確性を表明及び保証しております。

(注 4) 藤村氏は、本株式譲渡契約に基づき、(a)互応産業株式を公開買付者に対して譲り渡す義務のほか、(b)互応産業の業務遂行に係る善管注意義務、(c)互応産業に対し借入債務を弁済する義務、(d)本公開買付けの決済日に互応産業の取締役を辞任する旨の辞任届を互応産業に提出する義務、(e)藤村氏と互応産業の間で互応産業の資産の譲渡に係る契約を解除又は変更しない義務、(f)本株式譲渡契約上の藤村氏の義務又は上記の（注 3）に記載した藤村氏の表明及び保証の違反に起因又は関連して公開買付者が被った損害等を補償する義務、並びに(g)秘密保持義務その他の本株式譲渡契約上の一般条項に基づく義務を負っております。

なお、本株式譲渡契約に基づき、藤村氏に支払われる互応産業株式の譲渡価格は、(i)本不応募株式の数に本公開買付価格を乗じた金額から、(ii)本公開買付けに係る決済の開始日において互応産業が負担する借入金の元利金の合計額を控除し、(iii)本公開買付けに係る決済の開始日において互応産業が有する現預金及び貸付金の元利金の合計額を加算した額とされております。

④ 本基本契約

M C P 5 投資事業有限責任組合及び藤村氏は、2022年 2 月 4 日付で本取引の諸条件に関する以下の内容を含む本基本契約を締結しております。

- (i) M C P 5 投資事業有限責任組合は、本取引の一環として、公開買付者をして、本基本契約に定める買付条件に従い、本公開買付けを開始させること
- (ii) 藤村氏は、本応募契約を締結し、本応募株式について本公開買付けに応募すること
- (iii) 藤村氏は、互応産業をして、本不応募契約を締結させ、本不応募株式について本公開買付けに応募させること
- (iv) M C P 5 投資事業有限責任組合及び藤村氏は、本公開買付けの成立後、本取引の一連の各取引（本出資、本株式譲渡、本スクイーズアウト手続、本再出資及び本合併）を順次実施し、又は、実施させること
- (v) M C P 5 投資事業有限責任組合及び藤村氏が本株主間契約を締結すること

⑤ 本株主間契約

M C P 5 投資事業有限責任組合及び藤村氏は、2022年2月4日付で本再出資後の公開買付者の株主としての権利関係及び本合併後の対象者の株主としての権利関係について、(i)それぞれの関係者への譲渡を除き、その所有する公開買付者の株式（本合併後は対象者株式）を、相手方の事前の承諾なく、第三者に対して譲渡することができないとする譲渡制限に関する事項、(ii)その所有する公開買付者の株式（本合併後は対象者株式）を第三者に譲渡する場合における、M C P 5 投資事業有限責任組合及び藤村氏の先買権（かかる譲渡を希望する当事者の相手方当事者が、かかる譲渡を希望する当事者が所有する公開買付者の株式（本合併後は対象者株式）を、当該希望に係る条件と同一の条件で買い取ることができる権利）及び売却参加請求権（かかる譲渡を希望する当事者の相手方当事者が、その所有する公開買付者の株式（本合併後は対象者株式）について、かかる譲渡と同時にかつ同一の条件で当該第三者をして買い取らせるよう、かかる譲渡を希望する当事者に対して請求できる権利）に関する事項並びにM C P 5 投資事業有限責任組合の強制売却権（M C P 5 投資事業有限責任組合が、藤村氏に対し、その所有する公開買付者の株式（本合併後は対象者株式）を、かかる譲渡と同時にかつ同一の条件で当該第三者に対して売却するよう請求できる権利）に関する事項、(iii)秘密保持義務に関する事項その他の一般条項を内容とする本株主間契約を締結しております。

⑥ 本再出資契約

公開買付者は、2022年2月4日に、藤村氏との間で、本スクイーズアウト手続完了を条件に、本スクイーズアウト手続完了日に、藤村氏が、公開買付者の普通株式を引き受ける方法により、公開買付者に対して20%出資する旨を合意しております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（M B O）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反状態が生じ得ること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認
- ⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定
- ⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式のすべて（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法による本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

本公開買付けの成立及び本株式譲渡により、公開買付者及び互応産業が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済及び本株式譲渡の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（ただし、公開買付者、対象者及び互応産業を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式のすべてを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。

株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式のすべてを取得いたします。この場合、売渡株主が所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。